

Ⅲ 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置及び広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

1. 災害が発生するおそれがある段階における特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の設置（法第23条の3、第24条及び第28条の2関係）

（1）規定を改正した趣旨

避難情報等SWGにおいて、大規模広域避難が必要な「災害が発生するおそれ」の段階で、国、地方公共団体、指定公共機関等が連携して対応する必要があるが、災害発生前に国が災害対策本部を設置できないこと等が課題であるとされた。また、台風進路予報の精度が年々向上するなど気象予報の技術が向上しており、災害発生前の段階においても大規模災害発生の事前予測が一定程度の確度で可能となっている。こうした中、気象庁では、気象警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」を発表する取組を平成25年8月から開始しており、例えば、台風に係る特別警報の発表を行う可能性がある場合、その旨を数日前から発表することとしている。

このような情報を災害対応に最大限活かし、令和2年台風第10号における予めの離島住民の島外避難の実施や国等の職員の地方公共団体への派遣の例のように、災害発生時に備えた対応をできるだけ早く取ることが重要である。

以上を踏まえ、災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって迅速に住民等の早期避難等の災害応急対策を実施できるよう、災害が発生するおそれ段階からこれら関係者との総合調整、指示等を行う国の災害対策本部を設置できることとした。

なお、災害が発生するおそれ段階における国の災害対策本部の所管区域については、災害の発生のおそれのある区域が明らかな場合は都道府県単位で告示する。ただし、災害発生前においては、災害発生のおそれのある区域が時々刻々と変化する可能性があり、対象区域についてあらかじめ具体的に特定することは困難な場合、的確かつ柔軟に災害応急対策を行うことができるよう、「〇〇（自然現象の名称）によって被災するおそれのある都道府県」として告示することを想定している。

また、国から被災するおそれのある都道府県に対して、早期避難等の災害応急対策の検討、準備及び実施を行うよう個別に要請を行うことも想定している。

（2）留意事項

各地方公共団体においては、法第23条及び第23条の2の規定に基づき都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部を設置する等、災害が発生するおそれがある段階における災害対策の実施体制を構築されてきたところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、国の災害対策本部との一層の連携について留意されたい。

2. 広域避難の協議等及び居住者等の運送について（法第61条の4から第61条の8まで関係）

（1）規定を設けた趣旨

昨今、令和元年東日本台風等、災害が大規模化・頻発化する中、気象予報技術の向上等により、大規模災害の事前予測が一定程度の確度で可能となっていることも踏まえ、想定される被害が広域にわたり自らの地方公共団体外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、災害の発生後のみならず、災害の発生が予測される場合など、より早い段階から多くの住民の避難行動を促す必要性が高まっており、全国の市町村において広域避難の検討が進められている。

災害の発生が予測される段階における広域避難や避難のための居住者等の運送は、事前に他の地方公共団体や運送事業者と締結した協定等に基づき実施されることが基本となるが、

- ・広域避難先として予定していた地方公共団体も被災するおそれが高いため、住民の受入れが困難となる
 - ・協定による対応として想定していた規模以上の災害が発生するおそれがある場合には、追加で他の運送事業者に要請する必要性が生じる
- など、協定等が十分に機能しない事態も想定される。

これらを踏まえ、平常時における地方公共団体間や地方公共団体と運送事業者間の協定締結の促進を図りつつも、災害が発生するおそれがある段階における広域避難等の円滑な実施を確保するため、広域避難の協議や居住者等の運送の要請ができるよう規定を整備することとした。

このほか、市町村長や都道府県知事が適当な協議の相手方を見つけられない場合等において、円滑かつ迅速な広域避難の実施に支障が生じないように、都道府県知事又は内閣総理大臣による助言規定を設けたものである。

（2）「協議」について

広域避難に際し、地方公共団体の区域で予想される災害の規模、受入れが必要となる要避難者の数、避難先の地方公共団体の収容能力等に関して、様々な状況が想定される。

このため、要避難者の受入れに当たっては、要避難者の受入れの可否に限

らず、具体的な予想される災害の規模、受入要避難者数、受入施設等を含め、避難元の地方公共団体の長と避難先の地方公共団体の長との間で調整がなされた上で判断されることが望ましいことから、「協議」としたものである。

法に規定する協議として、

- ・市町村長（協議元市町村長）による同一都道府県内の市町村長（協議先市町村長）への協議（第61条の4）
- ・市町村長（協議元市町村長）からの要求を受けた都道府県知事（協議元都道府県知事）による他の都道府県知事（協議先都道府県知事）への協議及び協議を受けた当該他の都道府県知事（協議先都道府県知事）による関係市町村長（都道府県外協議先市町村長）への協議（第61条の5）
- ・市町村長（協議元市町村長）による他の都道府県内の市町村長（都道府県外協議先市町村長）への協議（第61条の6）

が今般の改正法により創設される。

（3）「正当な理由」の考え方

要避難者を受け入れない「正当な理由」については、例えば、避難先の地方公共団体も災害の発生が予想されること、広域避難時において他市町村の要避難者の受入れを予定していた施設に自市町村の居住者等が既に避難をしており当該施設の収容可能人数を上回っていること、地域の実情により避難行動要支援者等の特段の配慮が必要な要避難者の支援に必要な体制が十分に整っていないこと等が挙げられる。

しかしながら、これらのような場合であってもなお、予想される災害の規模、各市町村の受入状況等によっては、要避難者の受入れを行わなければならないこともあり得るため、「正当な理由」については、個別の災害における種々の状況を総合的に勘案して判断すべきものとする。

（4）自己の管理下でない施設を提供する際の留意事項

広域避難の協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れるべき避難場所等を決定することとされているが、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合においては、平常時からあらかじめ又は現に災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の管理者の同意を得ることが必要となることに留意しなければならない。

なお、業務効率化の観点からすれば、避難場所を指定する際等に広域避難の用に供することについてもあらかじめ同意を得ておくことが望ましい。

（5）通知が必要な者の考え方（法第61条の4第4項及び第6項等関係）

①協議元市町村長からの通知が必要な者の考え方

災害発生直後、現に居住者等を受け入れている公共施設その他の施設の管理者に加え、地域防災計画等に基づき避難の支援に携わっている機関（以下「支援機関」という。）が要避難者の広域的な移動がなされることを把握する必要があることや、支援機関が関わりを持つ要避難者に対し広域避難が実施される旨を伝達してもらうことを期待する趣旨で、法第86条の8第6項に規定する規則で定める者を参考に要避難者の支援に関係することが想定される機関を規則で列記したものである。

しかしながら、そのすべての機関に通知を行わなければならないものではなく、市町村長の判断で実際に避難の支援に関係している機関のみに通知を行えばよい。

また、規則の「その他協議元市町村長が必要と認める者」は、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体（都道府県公安委員会を含むことは、規則第8条の2に規定する関係公共的団体と同じ。）その他民間企業等であって地方公共団体との協定等により実際に避難の支援に関わっている者のうち、「市町村長が必要と認める者」を想定している。

②協議先市町村長からの通知が必要な者の考え方

上記①と同様であり、要避難者を受け入れるに当たって関係することとなることから、市町村長が必要と認める行政機関及び民間企業等に通知することを想定している。

(6) 市町村長による都道府県外広域避難の協議等（法第61条の6関係）

災害発生後の対応である広域一時滞在に比して、広域避難においては、災害が発生するまでの短期間に、かつ、できる限り早期に市町村の区域内の居住者等の安全を確保する必要がある。

例えば、市町村が法第61条の5の規定による都道府県外広域避難の実施を検討し始めていたものの、気象の状況が急に著しく悪化するなど事態が急迫した場合において、当該市町村の区域の居住者等の生命または身体を保護するため都道府県外広域避難を緊急的かつ迅速に実施する必要性が生じうる。そのような「事態に照らし緊急を要すると認めるとき」においては、市町村長は、他の都道府県内の他の市町村長に対し、都道府県外広域避難の協議を行うことができることとした。

(7) 都道府県知事及び内閣総理大臣による助言（法第61条の7関係）

助言の内容としては、避難の受入れの候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、気象の予測、交通渋滞の状況等が考えられる。

(8) 留意事項

これらの規定に基づき、市町村長及び都道府県知事は広域避難の協議等を行うことができることとなるが、円滑かつ迅速な広域避難の実施のためには平常時からの検討、他市町村・事業者等との協定の締結、住民への周知徹底が重要であり、水害時の広域避難の検討等に当たっては、「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」（令和3年5月（内閣府防災担当））を参考とされたい。

3. 地方公共団体間等の応援の要求（法第67条、第68条及び第74条から第74条の4関係）

(1) 規定を改正した趣旨

今般の改正により、災害が発生するおそれがある段階から適用可能な措置として、国の非常災害対策本部等の設置（法第24条等）、広域避難の協議（法第61条の4等）等を規定し、防災体制の強化や広域避難の実効性の確保を図ることとしている。

この点、これらの規定によるものに加え、大規模な災害発生前の対応について万全を期すためには、災害が発生するおそれがある段階からの国・都道府県・市町村・民間団体等の相互間における人的支援・職員派遣等、関係機関の連携による災害応急対策の実施体制の強化に資する規定についても整備しておく必要がある。

災害が発生するおそれがある段階からの人的支援・職員派遣として、具体的には、

- ①特別警報を発表するような台風の接近に伴い、ライフライン（電力・通信・水道・ガス等）が被害を受ける場合に備えて、都道府県知事からの求めに応じ、指定行政機関等から災害発生前に被害を受けるおそれのある都道府県に応援・派遣職員を送り、災害発生後にライフライン事業者等と円滑かつ迅速な復旧に取り組む体制を整えておくこと
- ②また、広域避難の実施に際しての人的支援・職員派遣としては、
 - ア) 法第61条の4、第61条の5又は第61条の6の規定に基づく協議により、広域避難又は都道府県外広域避難を実施する場合において、協議先市町村長又は協議元市町村長が、自らの属する都道府県の知事に対し避難所運営や避難誘導等の人的支援・職員派遣を求めること
 - イ) 特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、地方公共団体間の応援のみでは、その予想される事態の甚大性から避難誘導等に必要とされる数の人的支援の確保が困難な場合等において、都道府県知事が指定行政機関の長等に対し人的支援を求めること

等が想定される。

そのため、旧法において、災害が発生した場合において適用できるととされている、

①：市町村間及び市町村と都道府県間（法第67条、第68条及び第74条）

②：都道府県間（法第74条の2）

③：①及び②の応援の円滑な実施のための国による調整（法第74条の3）

④：都道府県と指定行政機関等間（法第74条の4）

の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とする。

（2）「正当な理由」の考え方について

応援を行わない「正当な理由」については、例えば、要請を受けた市町村が被災する可能性が高く応援のための職員を確保できないこと、応援のための職員が現地に向かう上で被災する可能性が高いこと等が挙げられる。

4. 費用負担の考え方について

法第91条において「法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策その他この法律（災害対策基本法）の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。」とされている。また、この原則を踏まえ、応援に要した費用については、法第92条の規定により、応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が負担しなければならないこととされている。

今般の改正法により新設される事務についても、以下の（1）～（3）のとおり、これらの費用負担の原則が適用されるものである。

（1）広域避難

広域避難に際し、地方公共団体が居住者等の受入れについて、他の地方公共団体に協議を行い、当該居住者等の受入れが行われた場合には、法第91条に基づき協議元地方公共団体が原則として費用を負担する。

（2）居住者等の運送

居住者等の運送については、居住者等の運送を要請又は指示した都道府県が、指定公共機関又は指定地方公共機関との間に運送契約を締結し、法第91条に基づき費用を負担することが想定される。

（3）応援の要求

災害が発生するおそれがある段階での法に基づく応援を実施するために要した費用についても、法第92条に基づき応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、法に規定する都道府県知事又は内閣総理大臣による応援の要求等に基づき行われた応援に要した費用についても、応援を受けた地方公共団体の負担とする。

5. 施策における防災上の配慮等（法第8条第1項関係）

改正法により、広域避難の協議等の規定が設けられることに伴い、また、広域避難の実施に当たっては平常時からの検討及び関係機関との協定の締結が効果的かつ重要であることから、国及び地方公共団体が、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、実施に努めなければならない事項として広域避難の協定の締結に関する事項を追加することとした。

6. 地域防災計画（法第40条第3項及び第42条第4項関係）

改正法により、広域避難の協議等や災害が発生するおそれがある段階での応援の要求等の規定が設けられることを踏まえ、平常時からの地方公共団体における地域防災計画の作成に当たって災害が発生するおそれがある段階についても配慮するものとした。

具体的には、都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとし、また、市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとした。

7. 災害予防（法第46条第1項関係）

改正法により、広域避難の協議等や災害が発生するおそれがある段階での応援の要求等の規定が設けられることを踏まえ、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする災害予防の事項として、災害が発生するおそれがある場合の相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項を追加することとした。

IV 非常災害対策本部長の内閣総理大臣への変更及び特定災害対策本部の新設

1. 非常災害対策本部長の内閣総理大臣への変更（法第25条及び第28条関係）

近年、災害時における円滑かつ迅速な対応についての社会的要請が高まる中、非常災害対策本部においては、高度かつ複雑な調整を要する災害応急対策について、的確かつ迅速な対応が必要とされている。

このような状況を踏まえ、法律上、内閣総理大臣を非常災害対策本部の本部長、関係閣僚を非常災害対策本部の構成員とし、さらに本部長に関係指定行政機関の長への指示権限を付与することなどにより、迅速性や高度な判断・調整が求められる災害応急対策について、その実施体制を強化することとした。

2. 特定災害対策本部の新設（法第23条の3から第23条の7まで、第95条、第113条及び第115条関係）

（1）規定を設けた趣旨

近年、災害の大規模化・頻発化が進む中で、災害時における円滑かつ迅速な対応についての社会的要請が高まっており、これまで政府が災害対策本部を設置してこなかった規模の災害についても、大きな被害が生じた場合には、国の関係機関が連携して機動的かつ効果的に災害応急対策を行う必要が生じている。

そこで、政府の災害対策の実施体制を強化するべく、非常災害に至らない規模の災害であって、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、地域の状況等の事情を勘案して災害応急対策を推進するため特別の必要がある特定災害については、当該災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災担当大臣等を本部長とする特定災害対策本部を設置できることとしたものである。

（2）具体的内容

①特定災害として想定される災害

特定災害として想定される災害は、現行の非常災害対策本部の設置対象となる規模の災害ではないもののうち、特定の地域に集中的に発生して人の生命・身体に急迫の危険を生じさせるような災害を想定しており、例えば、次のような災害が考えられる。

- ・島しょ部において土砂災害や崖崩れ等による被害が生じ、被災地方公共団体の限られたリソースだけでは対応が困難な中、政府における調整の下で、迅速に災害応急対策に当たる必要が生じる災害
- ・複数の都道府県の地域に係る災害であり、住民避難や救助について、政府における調整の下で、被災地方公共団体に加え周辺地方公共団体も含めた関係機関等が連携して機動的かつ効果的に災害応急対策に当たる必要が生じる災害

②特定災害対策本部の組織

特定災害対策本部の実施体制については、被災者の救助や避難のための円滑な輸送等の災害応急対策を迅速に行うための総合調整等が求められることから、旧法の非常災害対策本部の体制を踏まえ、以下のとおりとすることとしている。

- ・特定災害対策本部長：国務大臣（自然災害においては防災担当大臣、事故災害においては安全規制等担当省庁の大臣）
- ・特定災害対策副本部長：内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命する者（自然災害においては内閣府副大臣（防災担当）、内閣府大臣政務官（防災担当）及び内閣危機管理監、事故災害においては安全規制等担当省庁の副大臣又は大臣政務官）
- ・特定災害対策本部員：内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命する者（関係省庁の局長級）

③特定災害対策本部長の権限

旧法の非常災害対策本部長の権限を踏まえ、特定災害対策本部長に、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関への指示権限を付与することとした。

④特定災害現地対策本部の組織

被災地と特定災害対策本部の連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立のため、法律上の機関として特定災害現地対策本部を設けることを可能とした。

現地対策本部長及び現地対策本部員は、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員のうちから、特定災害対策本部長が指名することとしている。なお、現地対策本部長は、自然災害においては原則として内閣府副大臣（防災担当）又は内閣府大臣政務官（防災担当）、事故災害においては安全規制等担当省庁の副大臣又は大臣政務官となる。

⑤特定災害現地対策本部長の権限

旧法の非常災害現地対策本部長の権限を踏まえ、特定災害現地対策本部長に、特定災害本部長の権限の一部を委任することができることとした。

⑥費用負担（法第95条）

非常災害対策本部長等の指示と同様に、特定災害対策本部長の指示に基づき地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地

方公共団体に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができることとした。

⑦罰則（法第113条及び第115条関係）

非常災害対策本部等が設置された場合と同様に、特定災害対策本部が設置された場合に指定行政機関の長の権限の委任を受けた職員が行う保管命令、報告徴収及び立入検査等に係る罰則についても措置することとした。

(3) 留意事項

各地方公共団体においては、法第23条又は第23条の2の規定に基づき都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部を設置する等、災害時における災害対策の実施体制を構築されてきたところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、国の災害対策本部との一層の連携について留意されたい。

V 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

1. 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加（法第12条第5項関係）

政府の防災体制の強化に向け、災害発生時のみならず、防災基本計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議等、平常時における防災対策の立案についても、大規模災害発生時の初動時の知見を持つ内閣危機管理監の知見を踏まえたものとするため、法に規定する中央防災会議の委員として、新たに内閣危機管理監を加えることとした。

第二 災害救助法の一部改正関係

1. 災害が発生するおそれがある段階での救助法による救助（救助法第1条から第2条の3まで、第4条、第11条、第13条、第17条及び第30条関係）

(1) 規定を改正した趣旨

改正法においては、第一のⅢのとおり、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある段階から国の災害対策本部の設置を可能とするなど、災害発生前からの災害応急対策の推進のための措置を講ずることとしている。

旧救助法は、災害が発生し、一定規模以上の住家被害が生じた場合などに適用することとされており、災害の発生していないおそれの段階では、適用できないこととされてきたが、災害発生のおそれがある段階で国の災害対策本部が設置される場合には、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、当該災害に係る地域の状況等を勘案して当該災害に係る災害応急対策を国

が関与して推進するため特別の必要がある状況であり、避難の実施に当たっては、都道府県等が中心となることが想定される。

このため、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置した場合において、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、当該本部の所管区域とされた市町村（以下「本部所管区域市町村」という。）の区域内において、救助法を適用することを可能とし、当該都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり現に救助を必要とする者に対しても救助を行うことができることとするとともに、これらの救助について国庫負担の対象とすることとした。

また、災害発生段階における救助と、発生するおそれがある段階における救助について、適用の関係を明確にするとの観点から、救助法を適用する場合における都道府県知事等による公示に関する規定についても整備することとした。

なお、災害が発生するおそれがある段階での救助を救助法上に追加することに併せ、救助法の目的規定や都道府県知事による連絡調整規定についても改正を行うこととし、事務処理の特例、繰替支弁規定等について、従来の災害発生市町村に本部所管区域市町村を加えることとしている。

（２）災害が発生するおそれがある段階での救助法の適用について

救助法による救助は、大規模な災害が発生するおそれがある段階において、国が法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行われるものであり、具体的な適用の流れは次のとおりである。

- ・気象庁より特別警報を発表するような台風が上陸する予報が出され、その進路や進路上の地域の状況等から大規模な災害が発生するおそれがある場合であって、多数の者の避難の実施の調整が必要となるなど、地方公共団体、関係機関との総合調整が必要となる場合において、国が地域の状況や予想される被害の程度等を総合的に勘案して、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部のいずれかの災害対策本部を設置する。
- ・Ⅲの１．により、国の災害対策本部の所管区域となる都道府県知事等は、管内市町村における避難指示等の発令状況や避難の実施の必要性等を踏まえ、避難所の供与等の救助を必要とすると判断した場合には、救助法の適用を行う。

なお、救助法を適用するに当たっては、事前に内閣府と連絡調整を図ること。

（３）救助の公示について

災害が発生するおそれがある段階又は実際に災害が発生した場合において、救助法を適用し救助を行うに当たっては、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示すること。また、当該救助を終了するときも同様にその旨を公示すること。

災害が発生するおそれがある段階における救助（救助法第2条第2項）を行っていたが、実際に災害が発生し、災害発生段階における救助（救助法第2条第1項）に移行する際には、災害が発生するおそれがある段階における救助を終了する旨と、災害発生段階における救助を行う旨及び当該救助を行う災害発生市町村とを、同時に公示すること。

公示の方法としては、都道府県等のホームページ等により公表することで差し支えない。

なお、改正法の施行前から既に旧救助法を適用し、改正法施行後もその状態が継続している都道府県等については、改正法施行後に、改めて当該旧救助法の適用を開始した旨を公示する必要はなく、また、当該旧救助法の適用を終了する旨の公示を省略して差し支えない。

（4）災害が発生するおそれがある段階での救助の対象

災害が発生するおそれがある段階においては、避難所の供与や、高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送といった救助を対象としている。

具体的には、以下の費用を想定している。

- ① 避難所となる施設の利用料及び光熱水費等
- ② 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送のためのバスの借り上げ料や避難支援のための賃金職員雇上費用等
- ③ ①及び②の救助に係る事務費

第三 内閣府設置法の一部改正関係

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、政府が非常災害対策本部を設置して対応に当たることが求められる大規模災害が毎年発生するなど、「防災」について、国政上の重要課題としての位置付けが更に高まるとともに、内閣府が実施する防災施策について、南海トラフ地震や首都直下地震への備え、防災意識の啓発・向上など中長期的な視点で取り組んでいくことが求められるなど、防災担当の特命担当大臣に求められる役割は一層高まっている。一方で、実態上、防災担当大臣は、平成13年1月の中央省庁再編以降必ず置かれているものの、内閣府設置法上必置とされていない。

このような状況を踏まえ、頻発化する大規模災害に適切に対応し、国民の安全の確保に政府一体として取り組むため、防災分野を掌理する特命担当大臣について、内閣府設置法上必置とし、政府の防災体制について組織面での一層の強化を図ることとするものとした。

第四 その他

1. 施行期日（改正法附則第1条関係）

改正法の施行期日は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日（令和3年5月20日）である。

その理由は、

①避難情報の見直しをはじめとする国民・市町村等に対する十分な周知が必要となる改正事項

②内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加等の任命手続の観点から施行期日を確定させておく必要がある改正事項

があることから、周知のための期間を一定程度設けるため、公布から施行までに一定期間を設けるとともに、施行期日の日付を確定させる必要があった。一方で、近年、災害が大規模化・頻発化する中、通常5月～10月にかけては、梅雨や台風等の風水害への備えが不可欠であり、特に改正後の避難情報の運用については、令和3年梅雨期までに開始をすることが望ましいことから、できる限り早期に施行する必要がある、上記の期日（令和3年5月20日）とした。

2. 検討（改正法附則第4条関係）

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。

3. 名簿及び個別避難計画に係る個人番号（マイナンバー）の活用（改正法附則第19条関係）

名簿の運用開始から6年が経過し、99.2%の地方公共団体で作成が完了し、普及が進んできており、今後は、名簿に掲載された情報を随時更新していく作業が重要である。

名簿に記載する情報は、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先に加え、避難支援等を必要とする事由、

その他避難支援等の実施に必要な事項とされており、「避難支援等を必要とする事由」のうち、

- ・ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度
- ・ 要介護区分

などの情報については、市町村や都道府県の福祉部局等が保有する情報であって、マイナンバーに紐づけられた情報であるケースが多いことから、このような既に名簿に掲載され、対象となる個人が特定された避難行動要支援者の情報の更新にあたり、マイナンバーを活用することにより、市町村の事務の負担軽減及び効率化につながる事となる。

また、個別避難計画の記載事項は、名簿の記載事項に加え、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項等としており、個別避難計画の作成・更新にあっても、名簿の更新と同様の理由で、マイナンバーの活用が有効である。

加えて、マイナンバーの活用により、名簿や個別避難計画への記載等した事項の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人にとっても、迅速に避難支援等の提供を受けることが可能となる。

上記を踏まえ、今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の別表第一（個人番号を利用可能な事務を定めたもの）及び同第二（複数機関間における情報連携の対象とする事務・情報を定めたもの）を改正し、上記の障害の種類及びその程度、要介護区分等の情報を情報連携の対象として追加することとした。

なお、名簿及び個別避難計画に個人番号を含んだ名簿情報及び個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第19条各号に該当する場合であるが、個人番号を含まない名簿情報及び個別避難計画情報は外部提供できることに留意が必要である。

4. 指定避難所の公示事項の明確化（改正府令関係）

（1）規定を設けた趣旨

従前、市町村長は、法第49条の7の規定により準用する法第49条の4の規定により、指定避難所の指定をし、公示をしなければならないものの、令第20条の6第1号から第4号までに定める基準のみに適合するもの（いわゆる一般避難所）と同条第1号から第5号までに定める基準に適合するもの（主として高齢者や障害者等の受入れが想定されるいわゆる福祉避難所）の区別はなされていない。

その点、福祉避難所が指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずる懸念が

あることなどから、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。

上記のような意見を踏まえ、高齢者等SWGにおいて議論が重ねられ、福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できる制度を創設することが適当であるとの最終とりまとめが示されたことから、今般、改正府令により、指定避難所の公示事項を規則において明確化し、指定福祉避難所等の指定を促進する。

(2) 具体的内容

① 公示事項

市町村長は、法第49条の7の規定により準用する法第49条の4の規定により、指定避難所を指定したときは、その旨を都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

規則において、指定避難所の公示事項を明確化し、

- ・令第20条の6第1号から第4号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第1号から第5号までに定める基準に適合するものを除く。以下「指定一般避難所」という。）を指定したときは、その名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項
- ・令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所（以下「指定福祉避難所」という。）を指定したときは、その名称、所在地及び受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項

を公示するものとした。

② 経過措置

改正府令の施行の際現に法第49条の7第1項の規定により、令第20条の6第1号から第4号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第1号から第5号までに定める基準に適合するものを除く。）として指定されているものについては、市町村の事務負担等を勘案し、「指定一般避難所」として公示をされているものとみなす経過措置を附則に設けている。

一方で、令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所（いわゆる福祉避難所）については、今般の改正を踏まえ、公示が必要となるものであり、指定福祉避難所の受入対象者や避難支援等関係者に適切に周知されるよう、速やかに指定福祉避難所の公示をされたい。

5. その他（附帯決議関係）

衆議院及び参議院の災害対策特別委員会附帯決議において、「国、都道府

県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者、高齢者など多様な主体の視点を取り入れることができるよう、制度及び運用の改善に努めること」と決議された。従来から、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要があると周知してきたところであるが、改めてこの点についても留意されたい。

以 上